

ホテル・旅館等に対する表示制度

～ 平成26年4月1日より開始 ～

平成24年5月13日に発生した広島県福山市「ホテルプリンス」火災を踏まえ、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合している防火対象物の情報を利用者に提供する「表示制度」が開始されました。

表示制度とは

- ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた防火対象物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。

対象となる建物（表示対象物）とは

- 地階を除く階数が3以上で消防法第8条（収容人員30人以上）の適用があるホテル・旅館が対象となります。
 - ※ 複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合も含まれます。
 - ※ 対象以外となるホテル・旅館等でも、表示制度を申請することができます。



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

表示マークの申請について

- 交付を受ける概ね2月前までに申請書を2部提出してください。
- 申請書には、必要な報告書類を添付してください。
 - ※ 既に消防署に報告されている場合は、添付を省略することができます。
 - ※ 消防法第8条の2の2に基づく防火対象物定期点検報告の対象とならない防火対象物については、法令に基づく義務の対象外ではありますが、消防法施行規則第4条の2の4に定める防火対象物点検資格者による点検を行い、その結果を申請書に添付してください。
 - ※ 建築基準法第12条に基づく定期報告の対象とならない防火対象物についても、法令に基づく義務の対象外ではありますが、建築士等有資格者により、表示基準に関わる部分（建築構造等・避難施設等）の調査（建築基準法第12条に基づく定期調査に準じた調査）を行い、その結果を申請書に添付してください。

審査方法について

- 申請された書類による審査及び申請以降に実施する立入検査により、適合状況を判定します。
 - ※ 表示基準に適合していないと認められた場合で、立入検査実施日から概ね1月以内でも適合されない場合は、表示基準不適合を通知いたします。

表示マークの交付について

- 表示基準に適合していると認められた表示対象物には、表示マーク（銀）を交付いたします。
- 表示マーク（銀）が3年間継続して交付され、かつ表示基準に適合していると認められた表示対象物には、表示マーク（金）を交付いたします。
 - ※ ホームページに電子データの表示マークを掲載することができます。

表示マークの有効期限について

- 交付日から「表示マーク（銀）」は1年間、「表示マーク（金）」は3年間となります。

表示マークの返還について

- 表示マークの有効期間が満了し、交付（更新）申請を行わない場合は、表示マークを返還する必要があります。
- 表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還する必要があります。
 - ※ 表示マークが交付されている防火対象物において、立入検査実施日から概ね1月以内でも表示基準に適合しない場合
 - ※ 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
 - ※ ホームページへの表示マークの使用に際し、配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合
- 表示マークを返還させる際には、ホームページにおける電子データの表示マークの使用中止を求めます。

表示マークの再交付について

- 表示マークを返還させた防火対象物について、表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められた場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付いたします。

必要な報告書類

報告書等の種別・根拠法令	備考	
	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物（防災管理）定期点検報告書（写）※1 【法第8条の2の2（法第36条において準用する法第8条の2の2）】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。ただし、消防署に報告されている場合は添付の省略可。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。ただし、消防署に報告されている場合は添付の省略可。
防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書（写）※2 【法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）】	申請日直近の認定通知書を添付する。	表示マーク（銀）と同様。
消防用設備等点検結果報告書（写） 【法第17条の3の3】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。ただし、消防署に報告されている場合は添付の省略可。
製造所等定期点検記録表（写） 【法第14条の3の2】	申請日から過去1年以内に実施した記録表を添付する。ただし、消防署が記録表を確認している場合は添付の省略可。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。ただし、消防署が記録表を確認している場合は添付の省略可。
定期調査報告書（写） 【建築基準法第12条】	直近の定期調査の期間内に行ったものを添付する。	直近の定期調査報告の期間内に行ったものを添付する。
その他	自衛消防訓練の記録表 改修（計画）報告書など	

※1 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合

※2 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合